

# 法律新聞 [明治期][大正期][昭和期]——復刻版概要

内 容	配本一覽			
	配本回数	巻数	収録期間	刊行期日
体裁—B5判・上製クロス装・函入	1 [明治期1]	1~7	明治33年9月~36年2月	'83年6月
	2 [明治期2]	8~14	明治36年2月~37年12月	" 10月
	3 [明治期3]	15~21	明治38年1月~39年11月	" 12月
	4 [明治期4]	22~28	明治39年11月~41年11月	'84年2月
	5 [明治期5]	29~35	明治41年11月~43年10月	" 4月
	6 [明治期6]	36~42	明治43年10月~45年7月	" 6月
頁数— [明治期 総25,000頁] [大正期 総53,000頁] [昭和期 総53,600頁]				
号数— [明治期 1~797号] [大正期 798~2632号] [昭和期 2633~4922号]				
目次—各巻巻頭に収録	7 [大正期1]	43~49	明45年7月~大3年3月	" 8月
	8 [大正期2]	50~56	大正3年4月~4年12月	" 10月
	9 [大正期3]	57~63	大正5年1月~7月	" 12月
	10 [大正期4]	64~70	大正5年8月~6年2月	'85年2月
	11 [大正期5]	71~77	大正6年3月~9月	" 4月
	12 [大正期6]	78~83	大正6年10月~7年3月	" 6月
原本—国立国会図書館所蔵本	13 [大正期7]	84~89	大正7年4月~12月	" 8月
	14 [大正期8]	90~95	大正8年1月~12月	" 10月
用紙—中性抄紙使用	15 [大正期9]	96~101	大正9年1月~12月	" 12月
	16 [大正期10]	102~107	大正10年1月~12月	'86年2月
付録—『法律新聞総目次』 (ただし全巻購入者に限る)	17 [大正期11]	108~113	大正11年1月~12月	" 4月
	18 [大正期12]	114~119	大正12年1月~12月	" 6月
	19 [大正期13]	120~125	大正13年1月~12月	" 8月
	20 [大正期14]	126~131	大正14年1月~12月	" 10月
	21 [大正期15]	132~137	大正15年1月~12月	" 12月
配本— [明治期=全6回配本] [大正期=全15回配本] [昭和期=全16回配本]	22 [昭和期1]	138~143	昭和2年1月~12月	'87年2月
	23 [昭和期2]	144~149	昭和3年1月~12月	" 4月
	24 [昭和期3]	150~155	昭和4年1月~12月	" 6月
	25 [昭和期4]	156~161	昭和5年1月~12月	" 8月
	26 [昭和期5]	162~167	昭和6年1月~12月	" 10月
	27 [昭和期6]	168~173	昭和7年1月~12月	" 12月
	28 [昭和期7]	174~179	昭和8年1月~12月	'88年2月
	29 [昭和期8]	180~185	昭和9年1月~12月	" 4月
	30 [昭和期9]	186~191	昭和10年1月~12月	" 6月
	31 [昭和期10]	192~197	昭和11年1月~12月	" 8月
	32 [昭和期11]	198~203	昭和12年1月~12月	" 10月
	33 [昭和期12]	204~209	昭和13年1月~12月	" 12月
	34 [昭和期13]	210~215	昭和14年1月~12月	'89年2月
	35 [昭和期14]	216~221	昭和15年1月~12月	" 4月
	36 [昭和期15]	222~226	昭和16年1月~12月	" 6月
	37 [昭和期16]	227~232	昭和17年1月~19年7月	" 8月
定価—各配本毎 75,000円				
揃価— [明治期= 450,000円] [大正期=1,125,000円] [昭和期=1,200,000円] <small>(本体価格)</small>				
関連図書のご案内				
法律新聞総目次				
全4922号の総目次を収録				
B5判・上製クロス装・函入				
全2冊 ● 揃価25,000円 <small>(本体価格)</small>				

発行

**不二出版**

東京都文京区本郷5-28-3-305 〒113  
電話03(812)4433 振替 東京6-94084

取扱店

# 法律新聞

明治期 全42巻  
大正期 全95巻  
昭和期 全95巻

●復刻にあたって

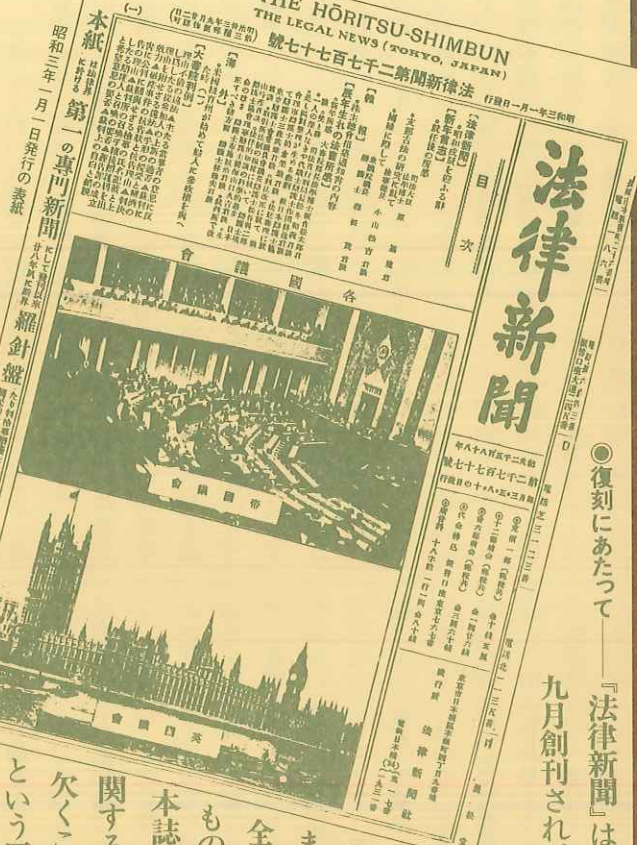
『法律新聞』は弁護士高木益太郎(一八六九—一九二九)を主幹として一九〇〇年(明治三十三年)九月創刊され、高木没後は女婿の弁護士岡崎源一が継承し、一九四四年(昭和十九年)八月、四九二二号をもって終刊となる。『法律新聞』は高木主幹の

「発刊の趣旨」に見られる様に広く下級審裁判例をも収録し、法律の適用とそれが社会におよぼす影響を明らかにし、法律の普及と立法の資料として役立てることを目的とした。

また大審院判決についても「判決録」「判例集」に登載されないものも全文掲載され、当時は『法律新聞』以外に控訴院以下の判決を載せるものはなく、今日の「判例時報」の役割を持っていた。

本誌のもうひとつの特色は法曹界の刻々の動きを伝え、政治問題や世相に関する記事が豊富に掲載されていることにあり、日本近代史研究にとって欠くことの出来ない資料である。しかし、この資料は総計十四万六千余頁という膨大なもので完全な揃いをもつ図書館は皆無である。

小社では全四九二二号を合本の型にて復刻し、法曹界で利用されるのみならず日本近代史研究の一助となることを期するものである。——不二出版



明治三十三年より  
昭和十九年まで四十五年間  
刊行された下級審判決を含む唯一の判例集・近代史研究の重要資料

今井清一

法曹界に関連した多彩な記事を満載

しばらく前の我妻采ら編「日本政治裁判史録」から最近の山崎今朝弥の「地震・憲兵・火事・巡査」まで、このところ政治史や社会運動史とかかわりの深い法曹界関係の出版が目立つ。法律は国家権力が人民の人權自由を拘束する道具ともなるし、権力の不正な行使を追究し人權自由を守る武器ともなる。法律を実際にどう適用するかをめぐるとさまざま活動が法曹界の仕事である。こうした法律の実際の適用とそれが社会に及ぼす影響を「大活動写真」として示そうという趣旨で、明治三三年つまり一九〇〇年に発刊されたのが、この『法律新聞』である。主幹の高木益太郎は東京の弁護士で、日比谷焼打事件の弁護人となり、明治四一年からは日本橋を本拠に東京府から代議士に選出され、反藩閥の又新会ついで立憲国民党に属した。電車賃値上げ反対運動や憲政擁護運動でも活躍している。のち大正九年に犬養への大日献金問題に反発して国民党を脱し、一期おいて憲政会に立憲民政会の代議士となっていた。『法律新聞』は、したがって法律と判例ばかりでなく、

広く法曹界の動きとこれに関連した事件や事象を報道している。私はとびとびに利用しているにすぎないが、民衆運動や人權問題にからむ事件や疑獄事件などほとくに詳しい。日比谷焼打事件では公判傍聴筆記などのほか戒厳令下で警官に殺傷された被害者の聴取書数百通を「流血遺囑」の題で連載している。江木衷、布施辰治、斎藤隆夫といった人びとの主張も見える。高木は明治末に「東京市借地法案」をまとめて衆議院に提案していることもあって、都市問題をよくとりあげ、一期は「市政彙報」の欄がある。法律は社会百般のことに関連しているで、記事は多彩で、隠語をまとめた「下等百科辞典」の長期連載といったものもある。じっくり読むと掘出物が多そうだ。それに裁判のことは複雑で、疑獄事件など一番はすぐ判つても、二審、三審の結果は調べにくいことが多い。週刊また五日刊、旬四回刊などで専門紙としては異例なほど長く続いたこの新聞が復刻版になって手近かに利用できるようになることはいろいろな点でありがたい。

●「雑報欄」より抜粋

●明治38年7月  
取締役に支配人を兼ねることを得ず、無効決議の執行と原状回復、司法大臣訓示演説、池上三郎君を訪ふ、岩崎十郎君談片、欧州の弁護士、東京控訴院事務分配表、文学者の観たる権利主義、エスキモーの法律、日本人は米國に帰化し得べし、法曹の國債応募、司法官更送、紀志検事問題、東京控訴院部員配置、第三者の利益契約と混同、司法官の大交送、送南山渡辺判官赴任項浦辞、西川函館控訴院長談片、渡辺輝之助談片、南極探險家大文豪愛孫離婚訴訟、日露戦争と犯罪、西京みやげ(二)、夫の出征と未成年の妻に対する訴訟手続の中止、戸主の居所指定権と強制執行、芸妓強要と離婚の原因、離婚の原因として虐待の意義

●明治41年12月

妻に対する重大なる侮辱の実例  
／新刑法実施と山本検事正(麗東生)  
／長崎検事正佐藤春樹氏談片  
／韓国大邸府の概観(判事田中芳春君談)  
／ヨボ犯／小栗銀行と名古屋地方裁判所／不動産の登記有無と第三者の権利付仮登記の効力／地主より借地内工事差止の訴に就て(地主敗訴)特別技術に関する素人の名譽裁

加藤一郎 戦前の判例資料の中で最も価値の高いもの

戦前の『法律新聞』がこのたび復刻されることになった。明治から大正、昭和と発行が続けられ、昭和一九

法律新聞

法律新聞發刊の趣旨

主幹 高木益太郎

久しく天下の問題となり永く朝野有識者の腦漿を絞つたる法典の編纂並に條約改正の二大事業は漸く完成を告げ之と同時に一面には外人の内地難居を見他面には領事裁判權を撤回して内外人の別なく均しく我司法權に服従するに至り従て我法律適用の範圍限界は前日に比し非常に擴張せられ國法の基本之より確立し吾人公私の權利創めて鞏固となり既に立法の時代を經過し今や法律の適用殊には其解釋應用の時代は來れるなり回顧すれば我邦に於て法律學の一の科學として研究せらるるや既に久し然ども概ね高妙の法理を探究し斬新なる法律論を案出するに勤め主として立法に資し學者を益するに過ぎず從來世に現はれたる法律雜誌の類渺からずと雖も是れ亦概ね高尚なる學理の討究に勤め専ら學者若しくは學生の一助たるに過ぎず其目下の急務たる法律の適用を詳かにし法律の實用に資するを以て目的となすものは未だ之あるを聞かず一二判例を彙集して報道する雑誌なきにあらずるも是れ唯大審院の判例を報じ且つ僅に一箇月一回の發行に係るを以て其範圍自から狹隘に失

し其時期自から遲緩を恐れ其汎く控訴院以下に亘る諸裁判所の判例を迅速報道するものに至りては之を缺如せり是れ吾人の大に遺憾とする所なり

惟ふに我國の至高法術に在ては學力と實驗の二者に富みたる多數の判檢事あるを以て法律の應用に付ては殆ど遺憾の點尠しと爲す然ども下級裁判所の司法官に至りては往々法理の講究を専らにして未だ社會百般の事物に通曉せざる者あり是を以て從らに微妙の法理を捉へて通俗の事物に適用せんとし其實相件はざる奇怪の裁判を出だすこと鮮少ならず爲めに其適用を受けたる人民は自から裁判を蔑視し従つて司法官の威信亦自から減するの傾向なきを得ず頃者遺外司法官は歸朝後切りに我國司法官の威信揚がらざるを慨歎し而して其主因を司法官の薄給に歸するあるも吾人を以て之を見れば薄給も亦其の原因の一たるを認得るも單ろ其主たるものは此にあらざりし彼れ裁判の不法法律適用の橫妄に淵源せりと爲さざるを得ず嚮に某裁判所が株式社會の支店は人格なきを以て之に宛たる手形の裏書は無効なりとの判決を下したる時の如き多くの實業家は之を聞いて非常に狼狽し大に諸會社銀行界に動搖を及せしのみならず金融上の

不便を與へしこと少からざりしと云ふ是れ固より實業家が法律を解せざるに職由するものなりと雖も司法官が徒らに空論虚想に傾き實地に重きを置かず好んで奇矯なる新法理を適用せんとし又學識を術はんとするもの其主因たり是れ吾人一個の私言にあらざる司法行政事務に幾多の實驗を積み最も其事務に通曉せりと世評ある司法大臣清浦奎吾君が今春司法官會同の席上に於て現時の少壯司法官中牽強奇矯の判決を興ふるを慨歎したるを以て看れば思ひ半を過ぐるものあらん之を要するに各裁判所の判例を看察たらば法律が實地に於て如何に適用せられ其適用は社會に如何なる影響を及ぼし國民の安寧幸福は如何に保護せられつゝあるや否やは一目の下之を窺知するを得べし而して廣く判例を見んと欲せば新聞を發刊し判決の下るる毎に迅速之を報道するに如かず即ち其目的を達するを得ん是れ本紙法律新聞を發行する所以の一なり

且夫れ法律は一般人民の權利を保護し其生存を全ふせしむるの具なり故に或一部人民の研究を以て足れりと爲すべからず然に方今の情態を見るに法律は一々法學者研鑽の獨占に歸し普通人民に至ては之を研究するもの又は之を知得せるもの極めて

第壹號

法律新聞社

日二廿月九年三明治明 可認省信遞

前の判例資料の中で最も価値の高いものといつてよい。たとえば、自然債務の判例として知られるカフェー丸王事件(大判昭和一〇年四月二五日新聞三八三五号五頁)の出典は、「新聞」すなわち、「法律新聞」であり、他の判例等には載っていない。これは、大阪道頓堀のカフェー丸王の女給X女とねんごろになった客のY男がその独立資金として四〇〇円を与える約束をしたが、それを実行しなかったため、X女から請求訴訟を起したもののだが、大審院は、裁判上の請求権を与える趣旨とは速断できないとして、破棄差戻しをした。ところが、差戻後の大阪控訴院では、Y男は約束の日に金の用意がなかったため、準消費貸借にして月賦で払うこととして証書を作りX女に渡したもので、訴訟を提起されても異議がないといったことが十分認められるとして、X女をふたたび勝たせている(大阪控判昭和

### 辻 誠

## わが国司法の変遷を知る貴重な資料

明治三年から昭和一九年まで四五五年間にわたって発行された『法律新聞』は、今まではこれを身近かに見ることはできなかった。ところが、近くその復刻版が不二出版から刊行されることになった。おそらく今まで目のを見なかった珍しい判例、あるいは興味深い司法界の出来事が、法律学者、法曹実務家その他の人びとの手により、『法律新聞』から発掘され、世の中に紹介されるようになることであろう。国民生活に直接つながりを持つ下級審の判例を数多く掲載し続けてきた『法律新聞』は、時代と共に変遷す

一一年三月二四日新聞三九七三三五頁)。これが載ったのも『法律新聞』であり、大審院が自然債務という理屈を述べても、実際に違った結果になっているのである。これはほんの一例である。大審院の判例以外に下級審の判決を数多く載せているのも、『法律新聞』の特色であり、編集者の判例に対する識見を示したといえよう。また、判例のほかに法曹関係の情報を記事として載せているのも、資料的価値が大きい。私の読んだ記事の中には、ある大学教授が遊里から朝帰りで勤めに突いたという話もあった。

『法律新聞』は全体がぼう大であるだけに、欠号や切り抜きがあつて、完全なセットはどこにもない状態である。それがこのたび復刻されるのは、学界・実務界に寄与するところが大きく、まことに喜ばしいことである。る世相を背景にして、その中から生れ出た判例のうっりかわりを知る上において、欠くことのできない貴重な資料である。しかしそれ以上にわれわれの興味をそそるのは、戦前の弁護士が、官尊民卑の時代風潮の中で、在野精神、反骨精神を発揮して、人権擁護のため苦闘してきた歴史を、今は古典的文献となつた『法律新聞』によって目のあたりに見ることができることである。『法律新聞』の記事、論説、社説の中から興味深いもの二、三をあげて見ると、明治三年山梨県谷村で起きた未決監における人権じゅうりん問題、明治三四年



## 高木四郎 父 高木益太郎と『法律新聞』

父は昭和四年暮、私が小学生のころ六一歳で亡くなりました。当時の平均寿命からすれば、まあまあ年齢だったかもしれません。その業績を息子が語るのには、おこがましく恐縮ではありますが、後に私も東大で法律を学び、朝日新聞記者を定年となつて、父が死んだ年に達してみますと、①政治家としての父、②弁護士としての父、③『法律新聞』創立のジャーナリストとしての父——の、三つの面で評価されると思います。日本橋、浅草を地盤に五回ほど代議士に当選した父は、「民事訴訟は勝つても負けても敵を作るから、票が減る」として、刑事事件の弁護だけを心がけ、政治に生きがいを感じていたようですが、皮肉なことに、

東京弁護士会における刑法改正に関する激しい論争、大正一〇年創始者弁護士高木益太郎が裁判官に「あの小僧にわかるものか」とつぶやいたことに端を発して起きた徴戒問題、大正一五年陪審法制定に絡む論議、昭和三年の三・一五事件などでの革新弁護士の法廷闘争の数々、その他どの一つを取りあげても明治後期、大正、昭和前期の四五五年間の司法界の出来事、在野法曹の活動が興味深く描き出されている。わが国の司法の歴史を知り、これからの司法のあり方を考える上において、欠くことのできない資料として、『法律新聞』は高く評価されてよいであろう。

政治家としての父は一番先に世間から忘れられました。弁護士としての父も、一門の方々が亡くなられることに忘れられ、結局は『法律新聞』だけが残り、その判例は、もとより専門的な資料ですが、人々が何を求め、何を争ったか、当時の人間模様が鮮明に語られています。司法の近代化が人々の間にどのような過程をへて定着していったか、法律ジャーナリストとしての父の遺産が次第に再評価されつつあることを有難いことと思っております。

↑法律新聞第六八八号 明治四十四年二月十日に掲載された北京通信中の画



判役/三十年来の無税地/東京市内土地価格表/東京控訴院弁護士室に於ける談笑/赤旗事件判決

↑つじまこと一元日 弁護士 井連会長

●明治44年4月  
行政中心の政治/華族に法律的智識を与へよ/試験制度改正運動/民刑局の分立/法科大学論の流行/朝鮮会社令に就て/郡制廃止案/立憲青年会/社会主義者裁判の説明/出獄人保護事業の発展/警視庁の集権主義/小額保険官官説/警視庁の演劇取締/逆徒十二名の減刑/無政府主義者に対する判決/在野二党の大会/危険思想と当局者/朝鮮法令案/社会改良と救世軍/政局と法律問題/弁護士の待遇に就て

↑高木益太郎。昭和三年、六十歳の時、即位大典に当り勲三等瑞宝章を受けた時の記念写真

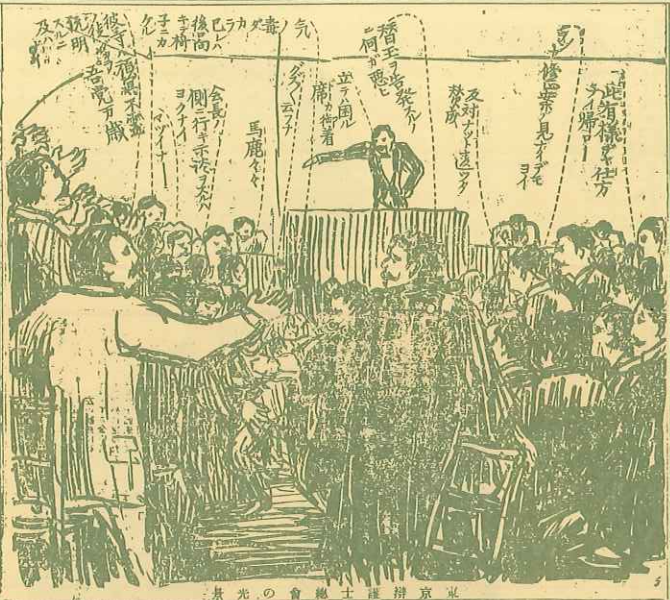
●大正5年5月(思潮欄)  
身元保証人の責任解除に就て(帝国大学助教村富久君)/如何に浮浪者を処遇すべきか(家庭学校長留岡幸助君)/鉄道運輸規程の適用に関する最近の判例に就て(神戸弗鑑生君)/教育振興と所謂体罰問題(弁護士布施辰治君)/体罰問題に対する判決評(弁護士亀山要君)/失権株競売前に於ける従前株主の回復機能否に就て(判事法政学人君)/債権保全の爲めにする年金恩給受領の委任及び弁済充当の契約に就て(判事菱川憲正君)/司法所感(東京地方裁判所長牧野菊之助君)/身元保証人の責任解除に就て(市村学士に質す(弁護士川上清君)/執達史制度の改善に就て(弁護士小久江美代吉君)/上杉慎吉氏に大臣責任論の再考を望む(弁護士松本重敏君)/鉄道運輸規定の第八十五条の二の適用に就て(神戸弗鑑生に与ふ(弁護士奥戸善之助君)

●大正14年8月  
幽霊物件の競売と利害関係人/憲兵隊長異同/フタ箱事件以上の怖い予審/二十五年間の弁護士事件を顧みて(弁護士亀山要君)/信州筑摩郡御料林取戻事件/水平社同人の暴行事件予審終結/十四年度分の不動産取得税免除/大審院刑事判例研究(弁護士佐々木清綱君)/商品運次供給契約の性質/二十五年間

利谷信義

日本近代法史研究の宝庫

思えば私自身、日本近代法史の研究上、『法律新聞』には随分お世話になってきた。手許には必要に応じて作った抜き書きや複製が山とある。それでも足りなく...



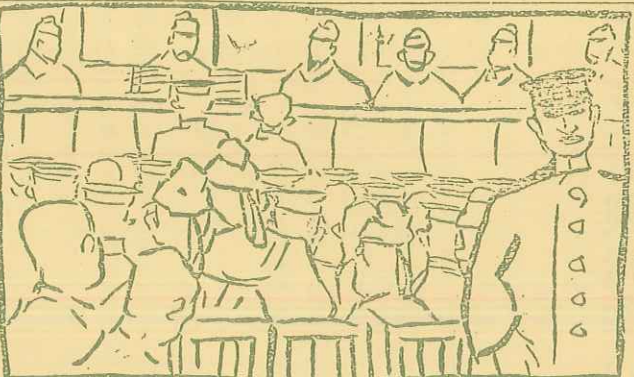
東京府刑務所執行の死刑

『法律新聞』の発刊は、明治三三(一九〇〇)年であり、近代日本の法体制が全面的に確立した時期にあたる。

創始者である高木益太郎は、発刊の目的として、法律適用の実況判決の報道、法律思想の普及、法律適用の結果の良否を立法者に知らせること、を挙げている。

無政府黨大逆 罪死刑宣告

去る十八日は彼の無政府黨の公判あるべしとして午前五時頃より普通の傍聴券を得んと法衙の門戸開くを遅し...



八年の懲役に處せられし外は悉皆刑法七十三條によりて死刑とはなりにける其の人名並に刑名は左の如し

馬、大石誠之助、成石平四郎、高木顯明、峯尾節堂、崎久保誓一、成石勘三郎、松尾卯一太、新美卯一郎、佐々木道元、飛松與次郎、...

長崎通信

長崎支局 立石生

刑部司法事務打合せ會、長崎控訴院にて来る廿三廿四廿五の三日間を期し管内各地方裁判所の刑事部長並に...

稅務廳舎の新營

大蔵省にては本年々全國各稅務廳舎を新營し來りたるものも今倫民屋を借り受け之れに充つる者多く往々業主より明渡の請求に接する...

佛國の決闘禁止法案

決闘は文明の花と歌はる、佛國の議會に舊擬提出されたる議案中最も注意されつゝあるものは、...

としたにのぶよし 東大教授

法律新聞第六〇号 (明治三十四年十一月十一日)に掲載されている当時の東京弁護士總會の様子を伝える漫画

大逆事件の死刑宣告を報じる、法律新聞第六九一号、同判決文を全文掲載しているのは法律新聞だけである

の弁護士を顧みて(弁護士山要君) / 大審院刑判例研究(弁護士佐々木清綱君) / 裁判官が月給を上げると結末して運動を始む / 各官家が率先して復興敷地を御下賜 / 土地増価税審議 / 前法相鈴木喜三郎氏邸宅の暴行事件 / 法政大学に高等師範科が出来た / 独逸前大臣を東大講師に / 司直叢話(荒木桜州君) / 弁護士谷健次郎氏懲戒事件控訴判決 / 司直叢話(荒木桜州君) / 二十五年間の弁護士を顧みて(弁護士山要君) / 第五十議會審議成績 / 普選の歴史 / 立ん坊にも出来た選挙権 / 営業稅減免と不誠意の中村市町 / 中会から内相監監へ帝都治安を警告す / 大審院刑判例研究(弁護士佐々木清綱君) / 横濱法曹訪問記(江口巴港君) / 刑務所の窓から世に出る發明

昭和5年7月

東京区裁判所事務分担 / 法廷雜観(TN生) / 日本共産党首脳部全滅 / 發覺の端緒は紙一片 / 一味の女性 / 各大学多数学生連絡 / 外国思想の盲從(小山檢事總長及外數氏の談話) / 法官を父に持つ女黨員 / 幹部株の経歴 / 共産党事件の対策 / 國民は靜思せよ / 共産党陰謀の大檢挙 / 共産党事件 / 警察相談所の成績良好 / 自動車取締緩和 / 神田雷蔵氏等保釈 / 神田謙一牧畜盜犯防止(正当防衛) / 其の処分法 / 高学資格者は巡查に採用せぬ / 新

欠員の四署長

警視廳にては客職中管内の二十四警署署長八十三署に増加したる結果、米來夫々各署長の新任をなしたるが、今以て新署長の就任を見るに至らざるは、何れも警視廳を以て補せらるべき富坂、新橋、向原、古岡の四署にて聞く所に依れば、適當の候補者なき爲め、今日迄遷延したるものにて同團にては一日も早く遷任せんものと目下頻りに遺材を物色中なりと

● 明大の新商議員、法學博士小林五三郎氏は、今般明治大學商議員會の推薦に依りて同校の商議員となれり

● 後藤辯護士の移轉、辯護士後藤徳太郎氏は、今般京橋區山町一帯地へ移轉せられたり

● 阿曾沼辨護士逝去、大阪辯護士會の故老阿曾沼恒實氏は去る十日、急性肺炎にて逝去し十三日西成郡大仁村にて葬儀を執行したり氏は備中の人家に生れ、幼學に修め、後佛學を學び、明治七年大阪辯護士會の通譯官となり、後法律を研究し十七八年頃、法學に法律及び佛學研究所を起し、後律師と爲れり享年六十三

幸徳秋水獄中の感

幸徳秋水君が最近判例彙集に寄せたる獄中新年の感左の如し 幸徳秋水 獄中新年の感 幸徳秋水 獄中新年の感 幸徳秋水 獄中新年の感

刑事期間

期間計算は民事に同じ、私訴提起は公判判決の確定申立は罰金以下の刑、私訴の言渡は判決の送達より算出する、...

判決は文明の花と歌はる、佛國の議會に舊擬提出されたる議案中最も注意されつゝあるものは、...

中野次雄

戦前における下級審判例の唯一の記録

わたくしは、父が弁護士をしていたので、子供の時から『法律新聞』を知っていたが、裁判官になつてからは、自分でも必要と感じ、購読するようになった。裁判所を退官後引き続き刑法を勉強している関係で、裁判実務家および研究者の立場から、もっぱら判例紹介誌としての面での『法律新聞』の価値を考へてみたい。まず、下級審判例について言うと、戦前にはこれを掲載した公の刊行物は存在しなかつた。下級審判例をこれだけ多く、しかもその全文を紹介したのは、『法律新聞』だけだと言つてよい。刑法上の因果関係に関する有名な浜口首相暗殺事件の東京控訴院判決をわねが読むことができるのは、全く同誌のおかげであり、そういった例は数え切れない。これがその大きな功績の一つである。

平野龍一

生き生きとした読みものとしても興味深いもの

法学を専門に研究しているも、『法律新聞』に出ている判決に直接あたつて見る機会が、現在ではそう多くない。教科書や論文に引用されている判決が、ほんとうにそういう趣旨のものだったのだろうか、念のためあたつてみるべきときあるという程度である。それも書庫の片隈で立読みすることが多い。しかし読んでみるとなかなか面白く、現在の『判例集』や『判例時報』などを読むときとはかなり違った感触がある。第一、判決自体が面白い。下級審の判決が多いのもあるが、判決が何か生き生きとしていて、当時の社会にじかにふれる思いがする。これを取り巻く記事にも、いかにも生気があり、つい立読みのままあちこ

かし読んでみるとなかなか面白く、現在の『判例集』や『判例時報』などを読むときとはかなり違った感触がある。第一、判決自体が面白い。下級審の判決が多いのもあるが、判決が何か生き生きとしていて、当時の社会にじかにふれる思いがする。これを取り巻く記事にも、いかにも生気があり、つい立読みのままあちこ

朝鮮人に関する虚偽風説の出所に就て證據調の申請

辯護士 高木益太郎談

自分は震災當日より控家芝区三田町運町に移轉したが、翌二日午後三四時頃になつて、突如不逞朝鮮人に関する流言頻々として傳り来り、いと人心恟々たる折柄として老幼婦女の驚愕一方ならず、門を閉ぢ狼狽身の置所を知らざる有様で慘狀實に見るに忍びなかつた。稍あつて警視廳巡查二十三名荷物自動車に乗り地埋立て、聖坂を経て東宮御所の方向に疾走した。隣家なる華族松平家の別邸にも兵士が救援に来着したといふ。朝鮮人云々の色彩は益々濃かになつた當時自分は朝鮮人が御膝元で多數集團となり、斯る行爲をなすといふことは如何にしても之れあるべきことではない。故に近隣の者に對しても敢て心配するなど告げてゐたのであつた果せるかな、朝鮮人云々は全然虚報であつて、又松平家に行つて見てもさうした事實がなかつた。自分は當夜提灯を下げて徒歩で、芝札の辻から新橋、日本橋を通り、本石町を曲り蔵前を過ぎ、淺草觀音の本寺傳法院に行くと、こゝにも在郷軍人諸氏は朝鮮人云々を叫んで居た。觀音堂の裏通りに行くとき、憲兵が自轉車に乗り、

やはり朝鮮人を探察するといつて暗夜を破り飛ぶが如くに行くのを見た。自分が避難者に對し其虚説なることを叫び安心せよと告げたが何分全市朝鮮人問題の爲め破天荒の恐怖心に襲はれ、又内地人にして朝鮮人と誤らぬ幾多悲惨の事件を生じた。その中郡部の自警團が通行人に對する傷害事件があり、自分は其辯護を擔當して去九月廿七日該公判に出席した其間見聞した事實を綜合して考ふるに、東京の市内だけなら兎もかく、千葉、茨城、群馬、埼玉、神奈川執りも同様で虚説が流布されてゐるといふことは奇怪である。勿論少數の不逞朝鮮人は居つたであらうが、それはほんの僅かなる話であつて、國民を驚かし延いて警察軍まで騒がせる價値のあつたものでないが、こゝに疑問に堪へぬのは、かゝる虚説の風説は殆ど同時に、東京市は勿論近縣一帯に及んでゐることである。そして虚説の宣傳は實に組織的に出来てゐるといふことである。こんな流言蜚語で、警察や、軍隊や、國民、とりわけ善良なる朝鮮人まで迷惑をか

けたことは非常なものであつて、遂に朝鮮人保護の爲めに訓示が出来たほどである。當時は公用電話の外は利用することの出来なかつた時であるから、其出處に就いては甚だ不思議に感ずるのである。風説の宣傳には世間には数説ある、其推測談は今茲に之を述べる必要がないが、此虚説の風説を流布させた原因に付て之を取締る官憲は如何なる調査をしたか、又かゝる風説に容易く動されて、共に狼狽極めたる當局の態度に就ても大に糾弾せねばならぬ、先づ風説の出處に就て如何になり居るか、若し之を知らずして當局が安んじ居るとせば、之に對し相當の責任を負はねばならぬ次第である。そこで自分は今村方三郎氏と共に東京區裁判所の久禮田判事に對して、右の原因事實を闡明する爲め先づ、當時憲兵司令官たりし小山停職大佐並に警視廳の警務課長等の証人訊問を申請して世の疑惑を解き以て被告人の責任事實を解決したいと思ふのである。然るに裁判所は目下證據決定留保の形になつてゐるが、近時甘粕事件に鑑み其他新聞、差止振を見ても往々臭い物に蓋をする嫌があるから、此際政略に超然たるべき獨立の裁判所は斷乎とした公明なる證據調を爲し重大なる責任を全うして貰ひたいものである。

新恩給證書の下附願

早く提出せよ

新恩給法が十月一日から實施せられ明年一月の支給期から恩給、退職料扶助料共々増額給與せられるのであるが、此際古證書は今年三月三十一日限りで無効となり其後は大正九年八月一日以降の日附にかゝる證書でなければ給與金の受領は出来ない事となつた右に就き當局の語る處に依れば今月限り無効となる古い證書といふのは大正九年七月三十一日迄の日附のもので取敢へずそれへ九年の更正額を書いた支給額票を貼付して一時更正證書に代用し其後交付請求書の提出を俟つて引換へ九年八月一日附で新證書を交付し来たつたのである、所が其の請求書を提出しないものが未だに澤山あり、昨此際成る可く早く更正證書を交付請求書を提出しないと新恩給法に依る増額にも差支へを生ずる事になるのであるとの取扱も十五日迄は各郵便局で受附けたが今後は直接内閣の恩給局へ提出するので之れもなるべく至急を要するのである。

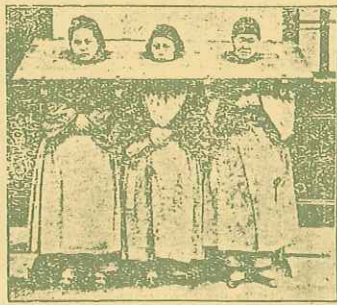
法制審議會委員

左の通り任免の辭令があつた

- 從四位勳二等 塚本清治
正五位勳六等 榊山資英
法政局長官 松本照治
臨時法制審議會委員被仰付
從四位勳二等 宮田光雄
從三位勳三等 井上幸哉
依附同委員被授

交通取締規則に矛盾／武藤氏対大阪朝日告訴事件／弁護士総意慢／問判事弁護士開業／和歌山遊廓事件の神戸修三氏予審終結／福岡共産党事件判決

清國女罪人の首魁



昭和八年六月(海外近事欄) 『麻酔煙草で富豪夫人から宝石略奪』懐妊で男を脅迫の上金錢強取／女優踊娘は無邪気なりや／メキシコ國ヴェラ、クルーズ州人口制限の新法律制度／一人の女を中に二人の亭主が法廷で渡り合ふ／盗金弁済よりも刑務所入りを希望／女間諜ロンドン戦死者記念塔下で毒薬自殺／マリナス・デルマル女「自殺事件の謎」解く

昭和十四年七月(事實審裁判例)

代物弁済と詐害行為／土地の売買と負担金／弁理士に対する委任事務の範圍並に報酬金支払の時期／宛所以外に於て配達したる書留郵便物／數回の催告書並

民事訴訟(非訟) 印紙税(七)

非訟事件に関する申立又は申請として請求の價額二十圓以下の場合に二十圓、廿圓を超過する場合は廿五圓の裁判上代位の(七) 申請費は法に於て便宜に依りて之を減縮し得るが、裁判官の裁量に任ずるものとす。申請費は法に於て便宜に依りて之を減縮し得るが、裁判官の裁量に任ずるものとす。

